

環循適発第 1911211 号
環循規発第 1911212 号
令和元年 11 月 21 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（ 公 印 省 略 ）

廃棄物規制課長
（ 公 印 省 略 ）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「整備法」という。）が令和元年 6 月 14 日に公布され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）が改正されることとなった。さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第 88 号）が同年 9 月 6 日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和元年環境省令第 14 号）が同年 11 月 8 日に公布され、これらの法令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「改正法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「改正規則」という。）が同年 12 月 14 日から施行される。

については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

整備法は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）

の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることのないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図ったものである。

整備法による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「改正前法」という。）においては、廃棄物処理業許可や廃棄物処理施設設置許可等に係る欠格要件を規定していたところ、整備法等による関係法令の改正において、成年被後見人等であることを理由として一律に欠格と扱うのではなく、適切に業務を行えるかどうかを判断することとするなどの措置を講じたものである。

第二 改正の内容

1 欠格要件の見直し

改正前法においては、成年被後見人等及び成年被後見人等を役員等（改正法第7条第5項第4号りに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人をいう。以下同じ。）とする者は廃棄物処理業等の許可を受けることができないこととされていたが、改正法及び改正規則においては、成年被後見人等であるか否かにかかわらず、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」及び当該者を役員等とする者は許可を受けることができないこととされた（改正法第7条第5項第4項及び改正規則第2条の2の2）。

「廃棄物の処理の業務」とは、廃棄物処理に関連する法令を理解し、廃棄物を適正に処理することを含むと考えられ、例えば、法令にのっとりた許可や届出に係る書類の作成及び提出、産業廃棄物管理票の管理及び運用、自治体職員や排出事業者等との意思疎通などがこれに該当すると考えられる。

整備法の趣旨に鑑み、たとえ成年被後見人等であっても、この欠格要件に該当しない場合があり得ることに留意されたい。また、欠格要件が見直されたことに伴い、これまで適切に廃棄物処理の業務を継続してきた者を積極的に排除するものではない。ただし、成年被後見人等ではない者について、資料や報告徴収等の結果からみて欠格要件に該当すると判断することは差し支えない。

2 産業廃棄物に係る許可等の事務における欠格要件の該当性の判断

産業廃棄物の処理の業務に関する許可等の申請における欠格要件の該当性の判断に係る提出書類については、「成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」に代えて、「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」とされた（第8条の38の5第4項第4号等）。

この書類は、1で述べた能力を審査するために必要な書類であって、医師の診

断書、認知症に関する試験結果、登記事項証明書等が考えられるが、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあり、又はその能力が著しく不十分であることは、欠格要件該当性を判断する上での一要素に過ぎないため、欠格要件に該当すると判断する場合に、登記事項証明書のみを提出させて判断することは適切でない。

欠格要件該当性は、「精神の機能の障害」を有することが前提となるから、医師の診断書を書類として求める場合には、当該診断書の記載内容のうち、診断名は、「精神の機能の障害」の有無の判断に活用することが考えられる。また、診断書において、患者の能力に関する意見（意思疎通ができるか否かなど）及びその判断の根拠（診察時に行った試験結果や、親族等からの聞き取りの結果など）などの記載があれば、判断に資するものと考えられるから、医師の診断書の提出を求める際は参考にされたい。ただし、医師の診断書において、廃棄物の処理の業務の適切な実施の可能性について直接記載されることは通常期待できないことに留意すること。

なお、この書類は、例えば、「精神の機能の障害」がないことが明らかである場合など、行政庁において欠格要件の判断に当たって書類を必要としないと認める場合は、求めないこととしても差し支えない。

3 欠格要件に係る届出

廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者又はその役員等が、「精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者」に該当するに至った後、遅滞なく、都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない（改正法第7条の2第5項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第9条第7項（第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに改正規則第2条の8、第5条の5の3の2、第10条の10の3の2、第10条の24の2及び第12条の11の3の2）。具体的には、事故等により重度の知的障害や精神障害を負った場合などが想定される。

なお、産業廃棄物処理業者又はその法定代理人等が「精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった」場合には、排出事業者にその旨を通知しなければならないこととされた（改正法第14条第13号及び改正規則第10条の6の2第5号）が、この通知の義務は、その者が改正法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において読み替えて準用する改正法第7条の2第5項又は改正法第15条の2の6において読み替えて準用する改正法第9条第7項の規定による届出をした場合に生じるものとして取り扱われたい。

以上